(仮称)新宿区公契約条例の制定に向けた骨子の策定及び パブリック・コメントの実施結果について

区では、更なる労働環境の整備を推進するなど公契約に係る制度の強化を図り、公共サービス調達における品質の確保を持続可能なものとするため、公契約における新たなルールとして(仮称)新宿区公契約条例の骨子(案)を公表し、広く区民から意見を求めるためパブリック・コメントを実施しました。本パブリック・コメントでの意見等を踏まえ、(仮称)新宿区公契約条例の骨子を策定しました。今後は、骨子を基に、(仮称)新宿区公契約条例の制定を進めていきます。

記

1 パブリック・コメント実施状況

(1) 実施期間

平成31年2月15日(金)から平成31年3月8日(金)まで

(2) 周知方法

広報しんじゅく (2月15日号) 及び新宿区ホームページ掲載

(3) 閲覧・配付場所

契約管財課(本庁舎4階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、 特別出張所(10所)、区立図書館(10館)及び新宿区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

(5) 説明会(日程・会場・出席人数)

日程	会場	出席人数
平成31年3月1日(金)	新宿区役所本庁舎地下1階 11会議室	3 0名

2 実施結果

(1)	意見提出者	16名(団体含む。)	
(2)	提出方法	ホームページ	5名
		持 参	2名
		ファックス	5名
		説明会での質疑等	4名
(3)	意 見 件 数	7 0 件	
(4)	意 見 内 容	資料1のとおり	
(5)	意見の反映等	A 意見を反映する	5件
		B 意見趣旨は区の方向性と同じ	2件
		C 今後の参考とする	41件
		D 意見として伺う	19件
		E 質問に回答する	3件

3 (仮称) 新宿区公契約条例の骨子[変更後]

資料2のとおり

(仮称)新宿区公契約条例の制定に向けた パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方

意見件数 計 70件

	HI 1511					
意見	項目[(仮称)新宿区公契約条例骨子(案)]	件数		意見	番号	
	制定の趣旨	1 件 (同一意見外1件)	No.	1	~	1
1	公契約とは	1 件	No.	2	~	2
2	条例の目的	4 件 (同一意見外1件)	No.	3	~	6
3	基本方針	5 件	No.	7	~	11
4	適用範囲	4 件 (同一意見外2件)	No.	12	~	15
5	適用される「労働者等」の範囲	2 件	No.	16	~	17
6	区の責務	1 件	No.	18	~	18
7	受注者等(受注者及び受注関係者)の責務	2 件 (同一意見外1件)	No.	19	~	20
8	労働報酬下限額以上の報酬の支払	4 件 (同一意見外1件)	No.	21	~	24
9	差額分の支払	2 件 (同一意見外1件)	No.	25	~	26
10	労働環境の報告	6 件 (同一意見外1件)	No.	27	~	32
11	労働者等に対する周知	2 件 (同一意見外1件)	No.	33	~	34
12	労働者等の申出	5 件 (同一意見外1件)	No.	35	~	39
13	報告等の要求又は立入調査	2 件	No.	40	~	41
17	(仮称)新宿区労働報酬等審議会の設置	7 件 (同一意見外2件)	No.	42	~	48
	その他	8 件 (同一意見外2件)	No.	49	~	56
合計		56 件 (同一意見外14件)				

No.		骨	骨子(案)の 事項				意見の 対応方針	区の考え方
1	区特有の外国人住民率の高さを考慮し、外国人労働者の処遇対策としての位置づけを明記されたい。区内の就労環境を考える場合、区内居住者の1割を超える外国人の存在を無視することはできず、また、今後も増加が見込まれる中、日本人同等の労働条件を確保するため、条例あるいは施行規則にそのような精神の文書を入れることを検討されたい。 (同一意見外1件)		制定の趣旨	С	今後の参考とする	条例骨子案の労働者等の範囲は、受注者又は受注関係者に雇用される労働者、労働者派遣法に基づき受注者又は受注関係者へ派遣される労働者、受注者又は受注関係者との請負契約で、自らが提供する労務単価を得る者(いわゆる「一人親方」)を定めたもので、当然、外国人労働者も含まれます。したがって、外国人労働者の処遇対策としての位置付けを明記することは現在のところ考えていませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。		
2	① 民間活力を活かすPFI事業についても、公契約条例の対象範囲とされたい。 ② 学校建設に伴う仮校舎建設(賃貸借契約)についても公契約条例対象範囲とされたい。	1	公契約とは	D	意見として何う	①② 条例骨子案の公契約の適用範囲は、工事請 負契約、業務委託契約、指定管理者と締結する公 の施設の管理に関する協定を想定しています。		
3	発注者である区と受注業者が対等平等な関係であること、区として適正な積算・発注単価を実現していく旨の趣旨を明記されたい。「条例目的」条項に、足立区公契約条例の「公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となるものが対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに・・」という対等な関係性をうたうことを検討されたい。 (同一意見外1件)	2	条例の目的	A	意見を反映する	ご意見を踏まえながら、条例骨子案に反映いたします。 【意見募集時】 2 条例の目的 公契約の手続及び履行に係る <u>基本方針等</u> を定め、公正かつ公平な入札等の制度の確立及び公契約に従事する労働正な関係な品質の企民といって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。 【反映後】 2 条例の目的 公契約の手続及び保存の表述が対等な立場と信頼となる者が対等な立場とに締結する公契約において果たすべら、人類係をもとに締結する公契約において果たすべき直務等を定め、公正かつ公平な入札等の制度の確保をととに締結する労働者等の適正な関係を対して、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。		

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項						意見の 対応方針	区の考え方
4	公契約条例の制定に関しては宜しいとは思うが、まず根本的なところから手を付けないと、公契約の適正な履行の確保と称する、労働者の適正な労働条件の確保と履行の品質確保ができないのではないか。	2	条例の目的	С	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とさせていただきます。				
5	区内事業者の従業員の確保と定着促進を図ることを目的とされたい。	2	条例の目的	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。				
6	入札又は随意を問わず、かつ金額の多寡に関わらず契約全般を対象とし条例制定をすることを目的とされたい。	2	条例の目的	С	今後の参考 とする	公契約の適用範囲につきましては、事業者への 事務負担なども考慮しながら検討していきます。				
7	基本方針(3)に関し、区内事業者とは、委託業務に関し本店・区内事業者届(支店・営業所)を提出した業者と限定していると思うが、現実的には本店業者の優先度が少なく、支店・営業所業者の指名が多くなっている。又、審査基準が甘く、立ち入り調査に関しては非常に緩く、厳格に現地調査をしていただきたい。その結果、支店・営業所業者の受注が多くなり、基本方針にうたわれている受注機会の確保が本店業者には厳しくなってきている。	3	基本方針	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。				
8	基本方針(5)の履行の品質確保に関し、委託業務においては仕様書の見直しを現場任せではなく、建築保全業務に基づいた仕様書としてほしい。建築工事においては国交省仕様に基づいた仕様となっており、委託業務とは大きく違っていると思う。	3	基本方針	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。				
9	基本方針(6)公契約の品質にふさわしい価格による調達となっているが建築保全業務労務単価に基づく積み上げ積算が現時点できていないと思う。いまだに建築工事と違い。前年実績ありきの予算組となっている。よって、きちんとした予算があって尚且つ、現在の最低制限価格の70から90%の範疇ならばわかるが、予算がきちんとしていない状況では90%を越させることも必要と思う。	3	基本方針	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。				
10	委託業務の履行の確保に関し、現状非公開のチェックリストに基づき担当者が チェックしていると聞いているが、是非とも東京都並みにチェックリストを公開 し、せめて契約事業者には公開していただきたい。	3	基本方針	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。				

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
11	① 多文化共生の観点から外国人労働者の就労環境整備を明記されたい。 ② 外国人労働者の就労環境整備を通じて、国際協力を新宿区から発信する決意を明記されたい。 ③ 若者の建設分野への入職促進、女性の活躍や週休2日制などの働き方改善について明記されたい。	3	基本方針	С	今後の参考とする	① 条例骨子案の適用対象者に外国人労働者も含まれますので、外国人労働者の就労環境整備に特化して明記することは現在のところ考えていませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。 ②③ ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	① 工事請負を予定価格2,000万円以上とすることは評価されることと考える。「製造請負」を並列で対象とすることを明記されたい。② 業務委託において、より対象金額を低くする(1千万円)などを検討頂きたい。それにより難い場合は、区説明にあるように人件費率の高い業種については対象範囲を拡大検討し、業種を特定した対象範囲拡大(予定価格を低くする)を検討されたい。 (同一意見外1件)		適用範囲	С	今後の参考とする	① 製造請負を並列で対象とすることは、現在のところ考えてはいませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。 ② 公契約条例の適用範囲につきましては、事業者への事務負担なども考慮しながら検討していきます。
13	対象で線引きするのは、同じ区発注の業務に携わるのに少額案件と大型案件のものとで労働者を差別するようになるのではないか。業種や契約金額にかかわらず、全ての労働者が平等に受けられるものでなければ現行のルールのままでよい。	4	適用範囲	С	今後の参考 とする	公契約条例の適用範囲につきましては、労働者からの視点なども考慮しながら検討していきます。
14	労働環境の確認については、労務費の割合が比較的高い業務委託契約については対象範囲を拡大する方向で検討とのことだが、多摩市・渋谷区では委託業務に関しては1000万以上と制定している。中小・零細企業に過分なる負担がかかる状況は避けてほしい。弊社としては現状の2000万以上を望む。又、平成29年7月25日の閣議決定でも「人件費率の高い役務契約で、人件費単価が低い業務」として清掃業務に言及しており、年度途中の最低賃金改定時に契約金額の見直しを検討することとなっていることも申し添えておく。 (同一意見外1件)	4	適用範囲	С	今後の参考 とする	公契約条例の適用範囲につきましては、事業者 への事務負担なども考慮しながら検討していきま す。
15	PFI事業並びリース契約(仮校舎等)の工事についても適用範囲とされたい。	4	適用範囲	D	意見として 伺う	条例骨子案では、公契約の範囲は、工事請負契約、業務委託契約、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定を想定しています。

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項														意見の 対応方針	区の考え方
16	公契約条例の制定に関しては賛成。オリンピックを控え、工事等の人不足は深刻になるが、働く人の生活を守る意味では重要な条例だと思う。下請け構造は工事だけでなく、委託の現場でも見られる状況であり、条例の対象を受注関係者まで拡大してほしい。	5	適用される 「労働者等」の範囲	В	意見趣旨は 区の方向性 と同じ	ご意見の趣旨は条例骨子案(適用される「労働者等」の範囲)と一致しています。 ご意見を踏まえながら条例の制定を進めていきます。												
17	主任技術者(専門技術者)についても雇用実態に即して労働者として取り扱いをされたい。	5	適用される 「労働者 等」の範囲	С	とする	建設業法第26条の3第1項で、主任技術者の職務として「建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」が規定されていることなどから、受注者又は受注関係者と一体的な立場で労働者等を指導監督すると考えており、現在のところ公契約条例上の労働者として取り扱うことは想定していませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。												
18	① 従事者が週休2日を実現できる工期設定、単価補填等を明記されたい。 ② 従事者が適切な社会保険加入ができるよう、法定福利費を明示した発注を明記されたい。 ③ 再下請業者が法定福利費を確保できるよう、法定福利費を明示した見積り・契約書使用の義務付けを明記されたい。 ④ 公契約条例の適用範囲のみならず、適用範囲外の入札、小規模工事希望者登録制度のような随意契約についても条例制定趣旨に則った行政施策を推進することを明記されたい。 ⑤ 工事請負契約約款の改定を図られたい。 ⑥ 労働者福祉の観点から建設業退職金共済制度を全労働者に徹底を図るように、建設業退職金共済証紙の受け払い簿の確認を図られたい。 ⑦ 受注者に対し建設業退職金共済貼付実績報告書の提出を求められたい。 ⑧ 工期設定にあたっては、夏の酷暑を考慮するようにされたい。 ⑧ 若者の建設分野への入職を促進されるように、建設の魅力発信や入職を求める区内業者と連携し、就職面接会などを開催されたい。	6	区の責務	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。												
19	① 再下請業者まで、法定福利費、労務費を明示した見積・契約書の使用義務付けを明記されたい。 ② 建設業法第24条の6の元請責任、下請業者等の不払い等に対す建設業法第41条1項、2項、3項の立法趣旨を徹底されたい。 ③ 下請業者が倒産等の状況になった際の労働者保護対策を念頭にした受注者等の責務を講じられたい。 ④ 労働者福祉の観点から新規入場者教育(KY)書面に、建設業退職金共済手帳の所持確認欄を設けるように受注者に対し、義務化されたい。	7	受注者等 (受注者及 び受注関係 者)の責務	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。												

No.	意見の要旨	骨	r子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
20	下請業者の区内業者を積極的に活用するように、元請の努力義務として明記されたい。 (同一意見外1件)	7	受注者等 (受注者及 び受注関係 者)の責務	A	意見を反映する	ご意見を踏まえ、条例骨子案の「受注者等(受注者及び受注関係者)の責務」の項目に、区内事業者の活用についてを追加します。 【意見募集時】 7 受注者等(受注者及び受注関係者)の責務 (1)及び(2)省略 (3)新設 【反映後】 7 受注者等(受注者及び受注関係者)の責務 (1)及び(2)省略 (3)公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは区内の事業者を活用するよう努める。
21	労働報酬下限額=労働者等に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの「賃金」の最低額という説明があるが、公契約により受注者又は受注関係者が支払う労務報酬の範囲は、労働基準法上の労働者に支払う「賃金」だけではないことから、「報酬」と表現されたい。	8	労働報酬下 限額以上の 報酬の支払	A	意見を反映します	ご意見を踏まえ、表記を修正します。 【意見募集時】 8 労働報酬下限額以上の報酬の支払 「労働報酬下限額」=「労働者等に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの賃金の最低額」 【反映後】 8 労働報酬下限額以上の報酬の支払 「労働報酬下限額」=「労働者等に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの報酬の最低額」
22	① 工事請負契約における「東京都公共工事設計労務単価」の9割が現行要綱水準でもあり、確保して頂きたい。労働報酬下限額に使用する公共工事設計労務単価は、新事業年度に合う最新の単価表を用いるようにされたい。② 区の業務委託は多種多様な業務となっている。区は要綱において、時間単価の下限額設定を一律にしている。様々な自治体では、いくつかの課題の多い業種で、特定業種下限額を設けており、給食、保育、介護、栄養士、施設管理、警備など資格を要する業種、安全面が問われる業種などから業種別の賃金下限額を設定するよう検討されたい。 (同一意見外1件)	8	労働報酬下 限額以上の 報酬の支払	С	今後の参考 とする	① 工事請負契約において「東京都公共工事設計 労務単価」の9割を労働報酬下限額とするかにつ いては、今後の検討課題としていきます。 ② 業種別賃金下限額の設定については、今後の 検討課題としていきます。

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項												意見の 対応方針	区の考え方
23	① 複数年期間の業務委託・指定管理契約の労働報酬下限額については、契約年度当初の下限額適用ではなく、各年度の最新の下限額を適用されることを検討されたい。 ② 建設キャリアアップシステムの活用を推進し、作業員の職種と経歴を蓄積し、公共工事設計労務単価表に明示される職種と作業員の申告する職種に食い違いが無いように徹底を図られたい。		労働報酬下 限額以上の 報酬の支払	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。										
24	① すべての公契約現場で建設キャリアアップシステムの導入を図られたい。 ② 建設分野における労働報酬下限額は、他自治体では公共工事設計労務単価を基準しているので同様にされたい。その際、熟練者と未熟練者を分けることはせず、労働者を一律とされたい。ただし、70歳以上の高齢者や障害者等はその適用について区分けをすることは必要と思われる。 ③ 一次下請業者への経営、技術支援策を講じられたい。 ④ 下請業者がその雇用する労働者に適切な支払いが出来るように、下請契約(再下請契約を含む)の適正化について受注者への徹底を図られたい。さらに、下請業者が適正な取引でないとした場合にも、通報窓口を合わせて設置されたい。 ⑤元請と下請、再下請契約にあたっては標準見積書を活用し、その見積書を尊重することを明記されたい。		労働報酬下 限額以上の 報酬の支払	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。										
25	元請事業者の下請事業者との連帯責任について、下請者が労働者等に対して支払った賃金などが労働報酬下限額を下回った場合、その差額分の賃金について連帯して元請事業者が連帯して支払う義務を負うものとする事項を条文化することを検討されたい。具体的には民法537条(第3者のためにする契約)を参考にして、従事者の差額請求権を確保されたい。 (同一意見外1件)	9	差額分の支 払	С	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とさせていただきます。										
26	差額分の支払いについては、速やかな支払いが出来るように期間を定められたい。	9	差額分の支 払	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。										
27	現場作業に費やす時間よりも書類に追われる時間の方がはるかに要する物件もあり、このままだと、業者の中には公共工事を敬遠する懸念も生じ、適正な履行の確保にも営業が生じる。	10	労働環境の 報告	С	今後の参考とする	労働環境の報告につきましては、事業者への事 務負担なども考慮しながら検討していきます。										
28	公契約条例は大変良いものだと思うが、(労働環境確認等の)チェックがおろそかでは実効性がないのではないか。	10	労働環境の 報告	С	今後の参考 とする	ご意見を踏まえながら、条例の実効性を担保で きるよう検討していきます。										

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
29	現在実施されている「労働環境の確認」を拡大していただくとともに、守っていない事業者に対する何らかのペナルティも検討していただきたい。	10	労働環境の 報告	В	意見趣旨は 区の方向性 と同じ	業務委託契約について、「労働環境の確認」の 対象範囲を拡大する方向で検討しております。 また、ペナルティについて一定の場合は区が公 契約を解除できること及び解除した場合はその旨 を公表することを検討しております。
30	① 賃金下限額の確認方法として賃金台帳の提出がある。新宿区の場合、これまで「労働環境チェックシート」を活用しているが、下請業者まで事前把握することは難しいと思われる。台帳提出は煩雑にさせるとの批判があるが、検討されたい。② 近年、建設工事従事者への社会保険加入促進で、未加入者も減少の傾向だが、加入義務を条例化することを検討されたい。 (同一意見外1件)	10	労働環境の 報告	С	今後の参考 とする	① 下請業者の処遇内容の把握や事業者側の負担などを考慮しながら、今後の検討課題としていきます。 ② 社会保険の加入義務の条例化については、今後の検討課題としていきます。
31	労働者台帳の提出にあたっては元請事業者のみならず、下請業者等の負担も考慮 し簡易なものとするようにされたい。	10	労働環境の 報告	С	今後の参考 とする	労働環境の報告につきましては、事業者への事 務負担なども考慮しながら検討していきます。
32	骨子案には、契約時に書面を作成し、報告するとあるが、工事は労働者の出入りが多く、契約時に提出するのが難しい。工期中の中間報告など、従事する労働者すべてが網羅できるようにしてほしい。	10	労働環境の 報告	С	今後の参考 とする	ご意見を踏まえながら、条例の実効性を担保で きるよう検討していきます。
33	公契約職場で働く労働者に公契約職場であることを周知、最低賃金水準額を周知することが重要であると考える。ポスター作成、公契約内容の掲示義務などを検討することが必要と考えており、施行規則では使用者義務とすることを検討されたい。また、都内建設事業者が、多くの外国人技能実習生はじめ外国人労働者が雇い入れている状況があり、多言語による周知手法を検討されたい。 (同一意見外1件)	11	労働者等に対する周知	С	今後の参考とする	条例の周知につきましては、ご意見を踏まえながら適切に対応していきます。
34	① 新規入場者教育を受ける際に、公契約条例適用現場であることを説明し、入場する作業員の職種を本人のサインによる確認を求められたい。特に元請事業者には、再下請以降の作業員に対する現場での周知を徹底することを求められたい。② 建設現場内外・施設・職場でのポスター掲示をはじめ、インターネットを活用されたい。同時に広報にも掲載し、区民の関心を高められたい。	11	労働者等に対する周知	С	今後の参考 とする	条例の周知につきましては、ご意見を踏まえながら適切に対応していきます。

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
35	条例違反の申出があったときに区が行えること、責任の範囲など明確でないように思う。	12	労働者等の 申出	Е	質問に回答する	ご質問に回答します。 条例骨子案では、区は労働者等からの申出が あったとき又は条例に定める事項の履行状況の確 認が必要な場合、区は、受注者に報告又は資料の 提出を求めること、事務所等へ立ち入り、書類の 閲覧等の調査をすることが労働者に対解雇その 受注関係者は、申出をした労働者に解雇との 受注関係者はに、当該申出を理由に解雇との 本が扱いをしてはなりません。またば、今 達反と認定した場合は、是正措置を講ずるよが報 をしてとができます。さらに、場合、是正措置と おることができます。さらにた場合、是正措置を 講じなかった場合などは、公契約を解除すること ができます。また、解除した場合はその旨を公表 することができます。
36	賃金の支払い等に疑義がある場合の、労働者等の申告の担保が重要な課題である。受託事業者へ申し出る際に不利益扱いがあってはならない、あった場合のペナルティ等も検討すべきであると考える。 区関係箇所への申告は、当該労働者の関係者等の共同申告や外国人申告を考慮して、、複数窓口の設置や多言語対応を検討されたい。また、申告方法を区田などで詳しく解説することを合わせて検討されたい。 (同一意見外1件)	12	労働者等の 申出	С	今後の参考とする	条例骨子案に、申出を理由に不利益取扱いをしてはならない旨を明記しておりますが、その実効性を担保できるよう契約事務全体の中で検討していきます。 労働者等の申告については、ご意見を踏まえながら条例の実効性を担保できるよう検討していきます。
37	外国人労働者の申告権を確保するために必要な通訳等の配置をされたい。 労働者等の申出については、インターネットなどの活用をされたい。	12	労働者等の 申出	С	今後の参考とする	ご意見を踏まえながら、条例の実効性を担保で きるよう検討していきます。
38	労働者等の申出先は、現段階では明らかではないのか。	12	労働者等の 申出	Е	質問に回答する	現段階では確定的に申し上げられませんが、条例制定後、条例の周知を図っていく中で明示していきます。

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
39	条例違反の疑いがある場合の区、受注者、受注関係者等の立場、責任内容がよくわからない。	12	労働者等の 申出	Е	質問に回答する	ご質問に回答します。 条例骨子案では、区は労働者等からの申出が あったとき又は条例に定める事項の履行状況の確 認が必要な場合、区は、受注者に報告又は資料の 提出を求めること、事務所等へ立ち入り、書及び 受注関係者は、申出をした労働者に対し蔵実他の 受注関係者は、申出をした労働者に解雇その 受注関係者は、当該申出を理由に解雇との が立るとともに、当該申出を理由に解雇とが があることができます。さらに、 と認定した場合は、是正措置を講ずるよが報 ととができます。さらに、場合、是正措置を はなかった場合などは、公契約を解除することができます。また、解除した場合はその旨を公表 することができます。
40	元請業者等に対する報告等の求めについては、短期間での報告を求められたい。	13	報告等の要 求又は立入 調査	С	今後の参考とする	ご意見を踏まえながら、条例の実効性を担保で きるよう検討していきます。
41	労働組合による立入を検討されたい。	13	報告等の要 求又は立入 調査	D	意見として 伺う	ご意見として伺います。
42	労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項につき調査・審議する。となっているが、条例・施行規則の見直しを含む事項をも審議する機関として設けてほしい。 (同一意見外1件)	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の調査・審議内容などは、ご意見を踏ま えながら今後の検討課題としていきます。
43	審議会の委員については学識経験者、事業者、労働者等の中から区長が委嘱する。となっているが、是非とも千代田区に倣い(公社)東京ビルメンテナンス協会の専務理事か協会長を含めて頂きたい。なお、沖縄県においても(一社)沖縄県ビルメンテナンス協会会長も事業者団体として参加していることも申し添えておく。又、平成25年連合東京・労働局作成の(ステップ)5の文中に建設・委託関係業界の使用者代表を大事にとうたわれている。	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の構成については、ご意見を踏まえながら検討していきます。

No.	意見の要旨	骨	骨子(案)の 事項		意見の 対応方針	区の考え方
44	新宿区労働報酬等審議会における委員の事業者、労働者等は、区内及び他区内からも入れてほしい。	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	D	意見として	審議会の委員のうち、事業者、労働者等については、原則区内の方に委嘱することを想定しております。
45	新宿区労働報酬等審議会の制定にあたっては、事業者(団体等)の代表の意見が 反映されるものを要望する。	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の構成については、ご意見を踏まえなが ら検討していきます。
46	審議会では、年度における適用賃金・報酬下限額のみの審議、答申とせず、条例内容、条例対象範囲や規則変更、周知方法など条例全般に係る内容を審議できるものとすることを検討されたい。 (同一意見外1件)	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の審議・答申内容などは、ご意見を踏まえながら検討していきます。
47	① 審議会では労働報酬下限額の審議に限定せず、幅広く区内建設産業振興の観点での議論もされたい。 ② この審議会における労働者代表委員の内1名は、全国建設労働組合総連合東京都連合会から選出することを検討されたい。 ③ 審議会は年度内に複数回実施されることを検討されたい。 ④ 審議会の公開、非公開は審議会委員長に委ねるものの、条例が安定する数年間は委員の率直な意見交換が出来るように格段の配慮をされたい。審議会の公開を検討されたい。 ⑤ 審議会答申については、審議された事項についても付則意見として明示し提出されたい	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の審議内容、構成、開催時期など運営事項は、ご意見を踏まえながら検討していきます。
48	この審議会における労働者代表委員の内1名は、連合地区協議会役員から選出することを要望する。	17	(仮称)労働 報酬等審議 会の設置	С	今後の参考 とする	審議会の構成については、ご意見を踏まえながら検討していきます。
49	「(仮称)新宿区公契約条例 骨子(案)」を推進するにあたり、新たな手続き、報告等の事務手続きが増えないよう考えてほしい。		その他	С	今後の参考とする	(仮称)公契約条例骨子の推進にあたっては、 事業者への事務負担なども考慮しながら検討して いきます。
50	区内業者の中に実態のない(転送電話等)の排除をお願いする。		その他	D	意見として伺う	ご意見としてお伺いします。 現在も、毎年の区内事業者届出の提出を通じて 実態を把握していますが、より一層、区内事業者 の実態の把握に努めてまいります。

No.	意見の要旨	骨子(案)の 事項)		意見の 対応方針	区の考え方
51	現在の地元業者優先をもっと拡大してほしい。例えば、入札参加希望案件数の制限については、現在4件だが、それ以上にしてほしい。	その他	I	D	意見として	ご意見としてお伺いします。
52	労働者の賃金を最低限確保していく事が重要だと思う。 その点に関して、賃金の変動を広く早く周知する事と契約に反映させる事が、区と しては、大切な事かと思われる。	その他	(С	今後の参考 とする	周知については、ご意見を踏まえながら条例の 実効性を担保できるものを検討していきます。
53	工事だけでなく、委託業務における「建築保全業務労務単価」を考慮した積算での予算化をお願いする。 (同一意見外1件)	その他	I	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。
54	現状の区の検査員は2名体制だが、建築、設備、土木の3名の検査員が必要だと思う。	その他	I	D	意見として 伺う	ご意見としてお伺いします。
	公契約条例の実行確保で住民サービスを向上させる、また、労働者の労働条件の確保をより充実したものとするため、2年に1回程度の事業者(元請、下請)、労働者それぞれに向けたアンケート調査を実行することを検討されたい。 (同一意見外1件)	その他	(今後の参考 とする	事業者、労働者それぞれに向けたアンケートについては、今後の研究課題としていきます。
56	① 条例制定にあたっては、区職員に毎年継続して教育と周知徹底をされたい。 ② 建設業退職金共済制度について、区職員の説明会を実施し、講師には全建総連東京都連合会に要請(費用無償)されたい。 ③ 建設キャリアアップシステム制度について、区職員の説明会を実施し、講師には全建総連東京都連合会に要請(費用無償)されたい。 ④ 公契約条例の状況を定期的に議会等に説明をされたい。	その他	(С	今後の参考	①②③ 区職員への教育及び説明会等の実施については、ご意見を踏まえながら、条例の実効性を担保できるよう研究していきます。 ④ 条例の状況説明については、ご意見を踏まえながら適切に対応していきます。